

葉山町真名瀬駐車場条例の一部を改正する条例

葉山町真名瀬駐車場条例（平成21年葉山町条例第12号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和7年9月3日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

堀内防災広場に町営駐車場を設置することに伴い、所要の改正を行うため提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町真名瀬駐車場条例の一部を改正する条例

葉山町真名瀬駐車場条例（平成21年葉山町条例第12号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

葉山町町営駐車場管理条例

第1条中「葉山町真名瀬駐車場」を「葉山町町営駐車場」に改める。

第2条の表に次のように加える。

葉山町木の下駐車場	葉山町堀内774番地の1
-----------	--------------

第6条を次のように改める。

（駐車場の使用料）

第6条 駐車場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、別表第1及び別表第2に掲げる金額（以下「使用料」という。）を支払わなければならない。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第6条関係）

葉山町真名瀬駐車場

利用期間		金額	
4月から6月 まで及び9月	平日	20分ごと（入庫後20分以内は無料）	100円
		12時間ごとの上限額	500円
から3月まで	土曜日、日曜日及び祝日	15分ごと（入庫後15分以内は無料）	100円
		12時間ごとの上限額	1,000円
7月及び8月	平日	30分ごと	500円
		当日24時までの上限額	2,500円
	土曜日、日曜日及び祝日	30分ごと	500円

別表第2（第6条関係）

葉山町木の下駐車場

利用期間		金額	
4月から6月 まで及び9月	平日	30分ごと（入庫後30分以内は無料）	100円
		12時間ごとの上限額	1,000円
から3月まで	土曜日、日曜日及び祝日	20分ごと（入庫後30分以内は無料）	100円
		12時間ごとの上限額	1,500円

7月及び8月	平日	30分ごと（入庫後30分以内は無料）	400円
	土曜日、日曜日及び祝日	30分ごと（入庫後30分以内は無料）	400円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の葉山町町営駐車場管理条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

条例の概要

題 名

葉山町真名瀬駐車場条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

堀内防災広場に町営駐車場を設置することに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 条例の題名を「葉山町町営駐車場管理条例」に改めることとした。
- (2) 堀内防災広場の下段に町営駐車場を設置することに伴い、第2条の表に葉山町木の下駐車場を追加するとともに、別表に使用料を定めることとした。

3 施行期日等

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。なお、この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとした。

葉山町真名瀬駐車場条例新旧対照表

改正後	改正前																																						
○<u>葉山町町営駐車場管理条例</u> 平成21年 7 月 1 日条例第12号 (趣旨) 第1条 この条例は、自動車を利用する町民及び観光客等の利便を図り、もって地域経済の振興に資するため設置する<u>葉山町町営駐車場</u>（以下「駐車場」という。）の設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。 (名称及び位置) 第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>葉山町真名瀬駐車場</td><td>葉山町一色2, 516番地の 1</td></tr><tr><td>葉山町木の下駐車場</td><td>葉山町堀内774番地の 1</td></tr></table> (駐車場の使用料) 第6条 駐車場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、別表第1及び別表第2に掲げる金額（以下「使用料」という。）を支払わなければならない。	名称	位置	葉山町真名瀬駐車場	葉山町一色2, 516番地の 1	葉山町木の下駐車場	葉山町堀内774番地の 1	○<u>葉山町真名瀬駐車場条例</u> 平成21年 7 月 1 日条例第12号 (趣旨) 第1条 この条例は、自動車を利用する町民及び観光客等の利便を図り、もって地域経済の振興に資するため設置する<u>葉山町真名瀬駐車場</u>（以下「駐車場」という。）の設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。 (名称及び位置) 第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>葉山町真名瀬駐車場</td><td>葉山町一色2, 516番地の 1</td></tr></table> (駐車場の使用料金) 第6条 駐車場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、次の表に掲げる金額（以下「使用料」という。）を支払わなければならない。 <table><tr><th colspan="2">利用期間</th><th colspan="2">金額</th></tr><tr><td>4 月から 6 月まで及び</td><td>平日</td><td>20分ごと（入庫後20分以内は無料）</td><td>100円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>12時間ごとの上限額</td><td>500円</td></tr><tr><td>9 月から 3 月まで</td><td>土曜日、日曜日及び祝日</td><td>15分ごと（入庫後15分以内は無料）</td><td>100円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>12時間ごとの上限額</td><td>1, 000円</td></tr><tr><td>7 月及び 8 月</td><td>平日</td><td>30分ごと</td><td>500円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>当日24時までの上限額</td><td>2, 500円</td></tr></table>	名称	位置	葉山町真名瀬駐車場	葉山町一色2, 516番地の 1	利用期間		金額		4 月から 6 月まで及び	平日	20分ごと（入庫後20分以内は無料）	100円			12時間ごとの上限額	500円	9 月から 3 月まで	土曜日、日曜日及び祝日	15分ごと（入庫後15分以内は無料）	100円			12時間ごとの上限額	1, 000円	7 月及び 8 月	平日	30分ごと	500円			当日24時までの上限額	2, 500円
名称	位置																																						
葉山町真名瀬駐車場	葉山町一色2, 516番地の 1																																						
葉山町木の下駐車場	葉山町堀内774番地の 1																																						
名称	位置																																						
葉山町真名瀬駐車場	葉山町一色2, 516番地の 1																																						
利用期間		金額																																					
4 月から 6 月まで及び	平日	20分ごと（入庫後20分以内は無料）	100円																																				
		12時間ごとの上限額	500円																																				
9 月から 3 月まで	土曜日、日曜日及び祝日	15分ごと（入庫後15分以内は無料）	100円																																				
		12時間ごとの上限額	1, 000円																																				
7 月及び 8 月	平日	30分ごと	500円																																				
		当日24時までの上限額	2, 500円																																				

改正後				改正前			
別表第1（第6条関係） 葉山町真名瀬駐車場					土曜日、日曜日	30分ごと	500円
					及び祝日		
別表第1（第6条関係） 葉山町真名瀬駐車場				(新設)			
利用期間		金額					
4月から6月	平日	20分ごと（入庫後20分以内は無料）	100円				
月まで及び		12時間ごとの上限額	500円				
9月から3月	土曜日、日曜日	15分ごと（入庫後15分以内は無料）	100円				
月まで	及び祝日	12時間ごとの上限額	1,000円				
7月及び8月	平日	30分ごと	500円				
		当日24時までの上限額	2,500円				
	土曜日、日曜日	30分ごと	500円				
	及び祝日						
別表第2（第6条関係） 葉山町木の下駐車場				(新設)			
利用期間		金額					
4月から6月	平日	30分ごと（入庫後30分以内は無料）	100円				
月まで及び		12時間ごとの上限額	1,000円				
9月から3月	土曜日、日曜日	20分ごと（入庫後30分以内は無料）	100円				
月まで	及び祝日	12時間ごとの上限額	1,500円				

改正後				改正前
7月及び8月	平日	30分ごと（入庫後30分以内は無料）	400円	
	土曜日、日曜日	30分ごと（入庫後30分以内は無料）	400円	
	及び祝日			

- 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の葉山町町営駐車場管理条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。